

令和7年 No26

○東京学芸大学先端教育人材育成推進機構規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

データ駆動型教育・政策推進室を設置すること及び字句修正等に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

2月3日～7日 先端教育人材育成推進機構会議（書面審議） 審議・承認

2月27日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学先端教育人材育成推進機構規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和7年2月28日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和7年規程第8号

東京学芸大学先端教育人材育成推進機構規程の一部を改正する規程

東京学芸大学先端教育人材育成推進機構規程（令和4年規程第13号）の一部について、別紙
新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学先端教育人材育成推進機構規程の一部改正について

改正理由：データ駆動型教育・政策推進室を設置すること及び字句修正等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (職員) 第4条 機構に、機構長、副機構長及び専任教員のほか、必要な職員を置く。 2 〔省略〕 3 兼任教員の任期は<u>1年</u>とし、再任を妨げない。<u>ただし、年度の途中から任期が開始される場合の任期の末日は、当該年度末とする。</u> 〔省略〕 (機構長等) 第6条 <u>機構長及び副機構長</u>は、学長が指名する理事又は副学長をもって充てる。 2・3 〔省略〕 〔省略〕 (ユニット及びデータ駆動型教育・政策推進室) 第11条 機構に、教育課題に対応した研究開発を推進し、必要な業務を行うため、次の各号に掲げるユニット<u>及びデータ駆動型教育・政策推進室</u>を置く。 (1)～(3) 〔省略〕 (4) 高校教育開発推進ユニット <u>(5) 教師教育高度化ユニット</u> <u>(6) 教育者研修プラットフォーム開発ユニット</u> <u>(7) 次世代組織マネジメント研究開発ユニット</u> 2 〔省略〕 3 ユニット<u>及びデータ駆動型教育・政策推進室</u>に、ユニット長<u>又は室長</u>を置き、機構長が指名する学長補佐をもって充てる。ただし、これにより難しい場合は、機構長が指名する教員をもって充てることができる。 4 ユニット長<u>及び室長</u>は、当該ユニット<u>又はデータ駆動型教育・政策推進室</u>の業務を統括し、その運営に当たる。	〔省略〕 (職員) 第4条 機構に、機構長、副機構長及び専任教員のほか、必要な職員を置く。 2 〔省略〕 3 兼任教員の任期は<u>2年</u>とし、再任を妨げない。 〔省略〕 (機構長等) 第6条 <u>機構に機構長を置き</u>、学長が指名する理事又は副学長をもって充てる。 2・3 〔省略〕 〔省略〕 (ユニット) 第11条 機構に、教育課題に対応した研究開発を推進し、必要な業務を行うため、次の各号に掲げるユニットを置く。 (1)～(3) 〔省略〕 (4) 高校教育開発推進ユニット <u>(5) データ駆動型教育創成ユニット</u> <u>(6) 教師教育高度化ユニット</u> <u>(7) 教育者研修プラットフォーム開発ユニット</u> <u>(8) 次世代組織マネジメント研究開発ユニット</u> 2 〔省略〕 3 ユニットに、ユニット長を置き、機構長が指名する学長補佐をもって充てる。ただし、これにより難しい場合は、機構長が指名する教員をもって充てることができる。 4 ユニット長は、当該ユニット業務を統括し、その運営に当たる。

〔省略〕

(組織)

第16条 機構会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) ユニット長及びデータ駆動型教育・政策推進室長
- (4) 機構に所属する専任教員 若干名
- (5) 学長が指名する副学長 若干名
- (6) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名

〔省略〕

(補則)

第23条 この規程に定めるもののほか、本部、リエゾンチーム、ユニット、データ駆動型教育・政策推進室、本部管理グループその他機構の運営に関し必要な事項は、機構長が定める。

〔省略〕

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

〔省略〕

(組織)

第16条 機構会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) ユニット長
- (4) 機構に所属する専任教員 若干名
- (5) 学長が指名する副学長 若干名
- (6) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名

〔省略〕

(補則)

第23条 この規程に定めるもののほか、本部、ユニット、リエゾンチーム、本部管理グループその他機構の運営に関し必要な事項は、機構長が定める。

〔省略〕